

「足場の組立て等作業主任者技能講習」への受講資格について

【受講対象者】

- 満21歳以上で、足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する方。（年少者労働基準規則に基づき、満18歳に達してからの経験年数が3年以上ある方に限ります。）
- 大学、高等専門学校、高等学校において土木、建築又は造船に関する学科を卒業した方で、その後2年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有する方。（卒業証明書等（専攻学科等が分かるもの）の写しを添付して下さい。）

※なお、該当される方は「受講申込書」に事業主証明印が必要です。

【当該業務の経験年数について】

これまででは、年少者労働基準規則に基づき、満18歳に達してからの期間が経験年数として認められておりましたが、平成27年7月に施行された「労働安全衛生規則の一部改正」に伴い、経験開始日によっては、「当該業務の経験年数3年（2年）」に認められる期間と認められない期間ができました。その詳細は、以下の通りです。

《受講資格フローチャート》

